平成28年3月30日

1

毎週月.水. 金曜日発行

富山県報

号 外(7)

目

次

教育委員会規則

○富山県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

規 則

富山県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を一部改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月30日

富山県教育委員会

教育長 渋 谷 克 人

富山県教育委員会規則第3号

富山県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正 する規則

富山県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和33年富山県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

題名中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

第1条中「第46条」を「第44条」に、「勤務成績の評定(以下「勤務評定」という。)」を「人事評価」に改める。

第2条の見出しを「(種類及び実施の範囲)」に改め、同条中「勤務評定」を「人事評価」に、「教育委員会教育長」を「富山県教育委員会教育長」に改め、同条第2項とし、同条に第1項として、次の1項を加える。

人事評価は、勤務成績の評定(以下「勤務評定」という。)及び目標達成度による教員評価(以下「達成度評価」という。)とする。

第3条の見出し中「種類」を「勤務評定の種類」に改める。

第4条の見出しを「(勤務評定の実施の時期の特例)」に改める。

第5条及び第6条の見出し中「評定」を「勤務評定」に改める。

第7条の見出しを「(勤務評定の報告)」に改める。

第10条中「勤務評定」を「人事評価」に改め、同条を第12条とする。

第9条の見出しを「(秘密の保持)」に改め、同条中「勤務評定」を「人事評価」 に改め、同条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(達成度評価の実施の時期及び評価の期間)

- 第9条 達成度評価は、毎年3月1日に実施するものとする。
- 2 評価に当って考慮する期間は、県教育長が定める。 (達成度評価の評価者)
- 第10条 校長の達成度評価は、市町村教育長が行う。
- 2 教頭の達成度評価は、市町村教育長及び校長が行う。
- 3 教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員及び事 務職員の達成度評価は、校長及び教頭が行う。
- 4 前3項の達成度評価は、県教育長が定める様式の目標達成度評価書により行うものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(教職員課)